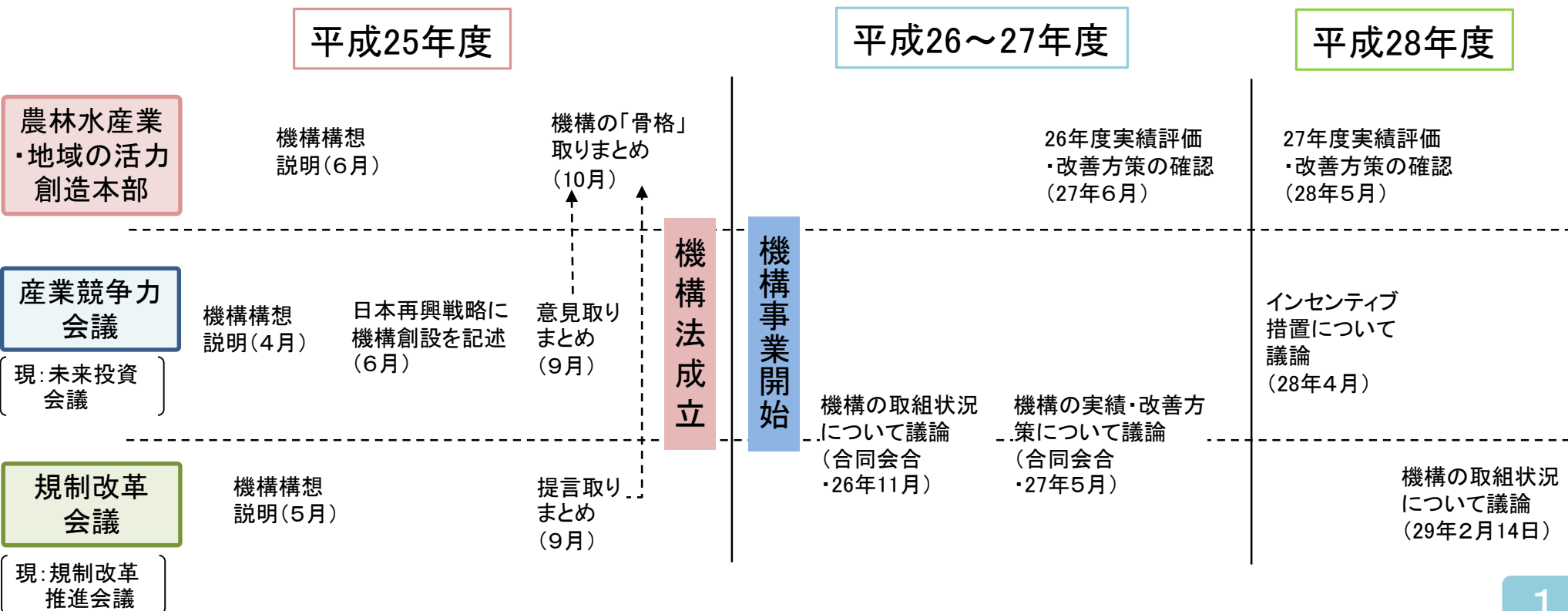


農地集積の加速化と森林施業の集約化

平成29年4月25日
山本(有)臨時議員提出資料
農林水産省

農地中間管理機構の創設と事業推進

- 担い手への農地集積・集約化を加速化する(平成35年度までに、担い手の農地利用割合を5割から8割まで拡大させる)ための究極の手段として、公的機関である農地中間管理機構を創設。当時の産業競争力会議・規制改革会議における議論も踏まえた上で制度設計。
- 機構については、日本再興戦略改訂2014において、毎年、官邸の農林水産業・地域の活力創造本部で実績、取組状況及びそれらを踏まえた改善策を確認し、事業を展開するサイクルを確立。
- 今後とも、毎年、実績評価、改善策の実行というサイクルを進めつつ、機構を軌道に乗せていく考え。



農地中間管理機構の更なる取組強化に向けた課題と対応

- 機構の27年度の実績は、**初年度(26年度)の3倍に拡大**(転貸面積:2.4万ha→7.7万ha)。県によって濃淡はあるものの、初年度の手探り状態を脱し**自信を持って取り組む県が多くなってきている**ところ。
- **固定資産税の税制改正や農地整備との連携強化など、関連措置を矢継ぎ早に展開**。
- 実績の低い中山間地域や果樹産地等の取組の一層の強化等が課題。

(1) 都道府県・機構の意識改革と現場の体制整備等

- 各都道府県及び各市町村の中間管理機構の実績について、公表。
- **土地改良区**など関係機関との連携強化、**担い手団体**との連携協定の締結の促進。

(2) 機構への貸付けのインセンティブの強化

- 平成28年度税制改正により、**固定資産税の税制改正**が実現。農地所有者に対して積極的に周知。
 - ・ 農業委員会が機構との協議を勧告した遊休農地については、通常の農地の1.8倍の課税。
 - ・ 所有する全農地を機構に10年以上貸し付けた場合、固定資産税を1/2に軽減。

(3) 農地整備事業との連携強化

- 機構と農地整備事業との連携が進展(予算額ベース:4割(27年度)→5割(28年度))。また、機構の重点実施区域を対象に簡易な基盤整備を行う予算(農地耕作条件改善事業)を創設(414地区(27年度)→640地区(28年度))。
- さらに、機構が借り受けている農地について、当該農地が一定規模以上のまとまりのある農地であることなどの要件を満たした場合に、**農業者の負担なしに基盤整備事業を実施できる制度を創設**すべく土地改良法改正案を国会に提出しており、より一層担い手が借りやすくなる環境の整備を図る。

(4) 施策への配慮及び中山間地域等における取組の強化

- 各県における**機構実績**を踏まえた**予算配分**を行う仕組みを補助事業(農業用機械等の導入を支援する事業)に導入。
- 取組の進んでいる平場の水田地域に加え、①基盤整備の活用や優良事例の横展開などによる**中山間地域での取組の推進**、②産地協議会と機構の連携による集積と改植の推進による**果樹産地での取組を強化**。

所有者不明土地(相続未登記農地)問題について

- **相続未登記農地及びそのおそれのある農地は、全農地の悉皆調査の結果、約2割と判明。**これらの大宗は事実上の管理者がいるものの、権利関係が複雑となっており、農地中間管理機構への円滑な貸付けが行えず、**集積・集約化の妨げ**となっている。
- これらの農地は、登記されていないだけで事実上の管理者が自分の農地と考えている傾向が強い。
- しかしながら、事実上の管理者は高齢者が多く、**近い将来のリタイアの際には、貸付けが困難な相続未登記農地が遊休農地になるおそれ**が大きい。
- これらのことから、**事実上の管理者(相続人の1人)の判断による農地の貸付けや、その者による時効取得を可能とする制度**を求める意見がある。さらに将来的には土地・登記制度一般の抜本的な対策が必要との意見もある。

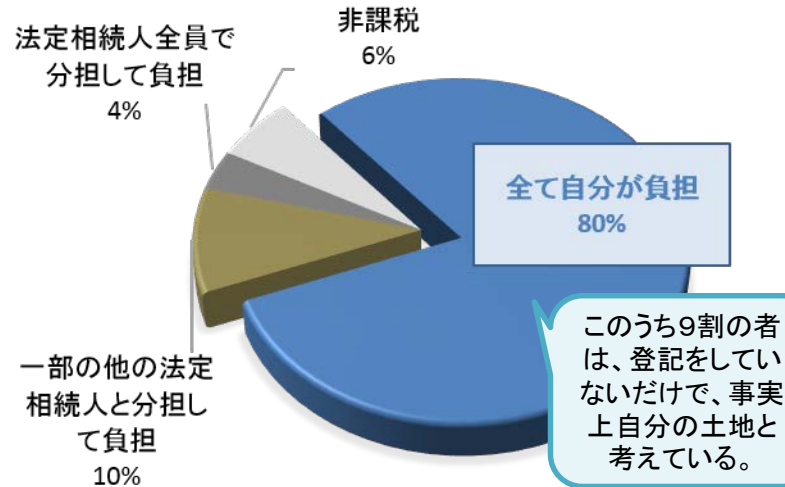
相続未登記農地の実態

農地の相続未登記の状況を悉皆で調査した結果、

- ・全農地の2割の農地が相続未登記
- ・うち遊休農地は6%

相続未登記農地	47.7万ha
うち遊休農地	2.7万ha
相続未登記のおそれのある農地	45.8万ha
うち遊休農地	2.7万ha
合計	93.4万ha (農地(447万ha)の 20.8%)
うち遊休農地	5.4万ha (相続未登記農地等の 6%)

相続未登記農地における固定資産税の納付状況



農地制度上は、公示・裁定制度を含め、様々な措置を講じているが、更に以下の改善策が求められているところ。

- ・ 事実上の管理者(相続人の1人)の判断による貸借を可能とすること
- ・ 事実上の管理者(相続人の1人)による当該農地の時効取得を可能とすること

さらに、そもそも相続未登記が起こらないよう、土地・登記制度一般の抜本的な対策が必要との意見もある。

農地制度上の対応

毎年1回、農地の利用状況を調査し、遊休農地及びそのおそれのある農地を確認

所有者等を確認できない場合には、その旨を公示

都道府県知事の裁定により農地中間管理機構が利用権を取得

裁定実績: 2件
(静岡県・青森県)

森林施業の集約化について

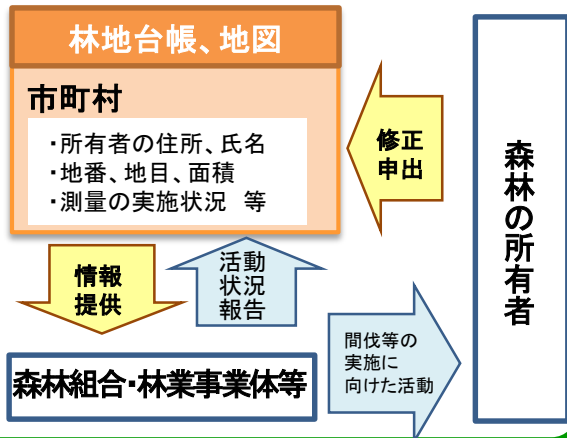
- 森林施業の集約化を推進するため、平成28年5月に森林法を改正し、私有林の所有者や境界測量の状況などの情報を、市町村が林地台帳として整備する制度を創設。
- 国としては平成31年度からの本格運用に向けて、マニュアルの作成等を行うとともに進捗管理を実施。

森林施業の集約化の課題

- 林業の採算性の低下や所有者の不在村化等により、**所有者・境界が不明な森林が増加し、森林施業の実施に支障**。

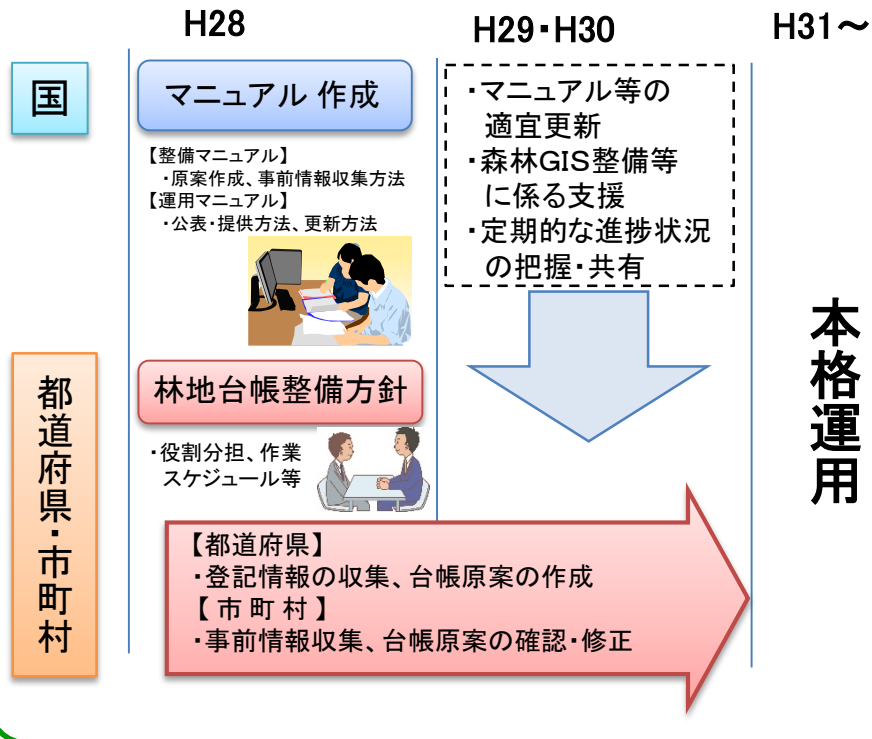
林地台帳制度の概要

- 森林所有者や**森林組合・林業事業者等へ情報提供**し、所有者や境界の情報を活用して、**森林施業の集約化を推進**。



林地台帳の取組状況と運用に向けたロードマップ

- **都道府県と市町村が連携して台帳整備を推進**。
- 国は地方の意見を聞きながら、**マニュアルの作成・配布や森林GIS整備等に係る支援等**を実施。



施業の集約化が進み、間伐等推進、雇用創出、地域材活用に貢献